

国民健康保険からのお知らせ

～ 接骨院・整骨院のかかり方 ～

接骨院や整骨院は、国家資格を持つ柔道整復師が施術を行う施設です。医療機関ではありませんので、健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。

施術を受けた後に健康保険の適用が認められない場合は、全額自己負担となります。

◆健康保険が使える場合(保険証が使えるもの)

急性または亜急性(急性に次ぐ)の外傷性の負傷の場合など

- (1)打撲、(2)捻挫、(3)挫傷(肉離れなど)、
- (4)骨折、脱臼の応急手当て

※応急手当て以外は、医師の同意が必要となります。

◆健康保険が使えない場合(保険証が使えないもの)

内科的原因によるものや慢性的な症状の場合など

- (1)疲労性、慢性的な要因の肩こりや筋肉疲労
- (2)脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善が見られない長期の施術
- (3)保険医療機関(病院、診療所)で治療中の負傷
- (4)労災保険が適用となる仕事や通勤途上の負傷

◆接骨院・整骨院にかかる際の注意点

①負傷部位を正確に伝えてください

どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。外傷性の負傷でない場合や負傷原因が労働災害や通勤災害の場合は、健康保険は使えません。

②病院での治療と重複はできません

同一の負傷について同時期に整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の治療費は全額自己負担となります。

③施術が長期にわたる場合は、医師の判断を受けましょう

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、柔道整復師に相談し、医師の判断を受けましょう。

④療養費支給申請書の内容を確認してから、委任欄に署名しましょう

療養費支給申請書は、被保険者が柔道整復師に健康保険への請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額を確認し、必ずご自身で署名または捺印しましょう。

⑤領収書は必ずもらいましょう

「領収書」は医療費控除を受ける際や高額療養費支給申請の際に必要です。医療機関から必ず受け取り、大切に保管しましょう。

※施術日や施術内容について、照会させていただく場合があります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書などを保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

☎町民生活課 ☎72-6933

【医療費の適正化にご協力をお願いします】

個人事業税(第2期分)の納期のお知らせ

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。今年度の第2期分の納期限は11月30日(金)です。県中地方振興局県税部から送付される納付書により、納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。

また預金口座から振替納税をする方法もありますので、ご利用ください。新たに口座振替を申し込まれた場合は、来年度からの取り扱いとなります。

☎県中地方振興局県税部 課税第一課 事業税チーム
☎024-935-1251